

1 第189回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第189回国会(常会)は、1月26日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。

国会の会期は、当初、6月24日までの150日間であったが、6月22日、衆議院本会議において、9月27日までの95日間延長することが議決され、最終的な会期は245日間となった。

(院の構成)

参議院では、1月26日の召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、復興原子力)及び1調査会(国際経済・外交)の設置が行われた。また、7月24日には、新たに1特別委員会(平和安全)が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生)が設置されたほか、5月19日の本会議で、新たに1特別委員会(平和安全)が設置された。

(平成二十六年度補正予算)

召集日当日、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策等を内容とする平成二十六年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月30日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決

され、参議院に送付された。

参議院では、2月2日から予算委員会で質疑が行われた。同委員会は、翌3日に質疑を終局し、同補正予算を可決した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した(衆参での審査等の概要は、後述2(1)参照)。

(政府4演説)

2月12日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び甘利国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑(代表質問)が、衆議院で2月16日及び17日、参議院で同17日及び18日にそれぞれ行われた。

(平成二十七年度総予算及び平成二十七年度暫定予算)

平成二十七年度総予算は、2月12日に提出された。

同総予算は、衆議院では、3月13日に予算委員会及び本会議でそれぞれ原案どおり可決され、参議院に送付された。

参議院では、同16日より予算委員会において同総予算の質疑が行われた。

そうした中、政府は、平成二十七年度総予算の年度内成立が困難な状況を踏まえ、4月1日から同11日までの必要経費を盛り込んだ平成二十七年度暫定予算を編成し、3月27日に提出した。同暫定予算は同30日、衆参において審議された後、可決、成立した。

その後、平成二十七年度総予算の審議が引き続き進められ、同総予算は4月9日に予算委員会及び本会議でそれぞれ原案どおり可決され、成立した（衆参での審査等の概要は、後述2（2）参照）。

（大臣の辞任）

平成二十七年度総予算を審議する衆議院予算委員会において、企業などに国の補助金交付決定通知後1年以内の政治献金を禁じる政治資金規正法の規定をめぐり、西川農林水産大臣に対し野党議員から厳しい追及がなされた。

その後も西川農林水産大臣に対する国会内外の追及が強まる中、2月23日に同大臣が辞任し、後任として林農林水産大臣が就任した。

（平和安全法制の採決に係る本会議の動き）

9月17日の平和安全特で、平和安全法制関連2法案の採決が行われた。これを受け、同日の午後8時10分に開会された本会議では、民主から提出された「議院運営委員長中川雅治君解任決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決された。そこで本会議は休憩となり、午後11時に再開後、延会することとなった。

翌18日は午前0時10分から本会議が開かれ、民主から提出された「国務大臣中谷元君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午前10時に再開後、民主から提出された「議長不信任決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午後

1時に再開後、民主から提出された「内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は休憩となった。午後8時30分に再開後、民主から提出された「我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長鴻池祥肇君問責決議案」について趣旨説明が行われ、討論及び採決の結果、同決議案は否決され、本会議は延会することとなった。

翌19日も午前0時10分から本会議が開かれ、平和安全法制関連2法案について、平和安全特の鴻池委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告があり、討論及び採決の結果、両法案はいずれも可決された（両法案の審議経過は3（16）参照）。

2 予算・決算

(1) 平成二十六年年度補正予算

平成二十六年年度補正予算3案は、1月26日に衆議院に提出され、同28日に衆参の予算委員会にて、それぞれ趣旨説明を聴取した。その後、衆議院では、予算委員会にて翌29日及び30日に質疑を行った。同30日の質疑終局後、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、2月2日及び3日に総括質疑を行った。3日の質疑終局後、討論及び採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

(2) 平成二十七年度総予算

平成二十七年度総予算3案は、2月12日に衆議院に提出され、同18日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、同19日から質疑を行い、3月13日の質疑終局後、維新及び共産がそれぞれ提出した編成替動議

(2件)の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び前述の動議2件に対する討論及び採決を行ったところ、2動議をそれぞれ否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、総予算3案を可決し、参議院に送付した。

参議院では、3月16日及び17日に基本的質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行い、その後、一般質疑を同18日、19日、23日、24日及び4月2日に行った(同18日は安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席。その他の日は財務大臣及び関係大臣出席)。

このほか、集中審議(安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席)を、3月20日(外交・安全保障等)、27日(経済・財政・国際問題)、4月1日(地方創生・社会保障等)、8日(国民生活・エネルギー・政治理念)及び9日(安倍内閣の基本姿勢)に行った。

また、3月26日に公聴会を行ったほか、4月6日及び7日には各委員会における委嘱審査を行った。

4月9日には、集中審議に続き、締めくくり質疑(安倍内閣総理大臣以下全大臣出席)を行った。質疑終局後、討論及び採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、討論及び採決の結果、総予算3案は可決、成立した。

(3) 平成二十七年度暫定予算

政府は3月27日、11日間(4月1日から同11日まで)の平成二十七年度暫定予算3案を閣議決定し、国会に提出した。同暫定予算3案は、同30日に衆議院及び参議院でそれぞれ可決され、成立した。

(4) 平成二十五年度決算

平成二十五年度決算外2件は、第187回国会の平成26年11月18日に提出された後、参議院では、今国会の平成27年1月28日の本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、2月6日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、2月9日から5月18日まで6回にわたり省庁別審査を、同25日に准総括質疑を行った。6月22日には、締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局した。同日、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請を行った。同29日に討論及び採決を行ったところ、平成二十五年度決算外2件は是認することとし、6項目について内閣に警告すべきものと議決した。次いで平成二十五年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成二十五年度の国有財産関係2件（国有財産増減及び現在額総計算書、国有財産無償貸付状

況総計算書）は、いずれも是認すべきものと議決した。

7月1日の本会議において、討論及び採決の結果、平成二十五年度決算外2件は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。さらに、平成二十五年度国有財産関係2件はいずれも是認することに決した。

なお、4月13日には、平成二十三年度決算及び平成二十四年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

また、6月22日には、平成二十五年度決算外2件と一括して平成二十五年度予備費関係3件の質疑を行い、質疑を終局した。同29日に討論及び採決を行ったところ、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

7月1日の本会議において、平成二十五年度予備費関係3件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出75件のうち、66件が成立した（成立率88.0%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出26件のうち、3件が成立した（成立率約11.5%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出46件、継続4件のうち、9件が成立した（成立率18.0%）。

条約は、今国会提出15件のうち、12件

が成立した（成立率80.0%）。

決議案は、今国会提出7件のうち、2件が成立した（成立率約28.6%）。

(1) 平成二十七年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第5号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第6号）は2月17日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、2月26日の本会議で3法案の趣旨説明及び質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財務金融委員会に付託され、3月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同13日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第5号及び同第6号については、総務委員会に付託され、3月5日に趣旨説明を聴取し、同9日より質疑を行った。同13日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

3月13日の本会議において、閣法第5号及び同第6号は、いずれも可決された。また、閣法第3号は、討論の後、可決され、上記3法案は参議院に送付された。

参議院では、3月25日の本会議で3法案の趣旨説明及び質疑を行った。

その後、閣法第3号については、財政金融委員会に付託され、翌26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同31日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第5号及び同第6号については、総務委員会に付託され、3月26日に両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、閣法第5号及び同第6号は、いずれも可決され、また、同第3号は、討論の後、可決され、上記3法案は成立した。

(2) 国民健康保険法等改正案

国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、被用者保険者に係る後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、医療費適正化の推進を行うほか、患者申出療養の創設の措置を講ずるため、3月3日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」(閣法第28号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、翌15日に趣旨説明を聴取し、同17日より質疑を行った。同24日の質疑終局後、自民及び公明が共同提出した修正案(協会けんぽに対する国庫補助に関する改正規定等の施行期日を改めるもの)の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

4月28日の本会議において、討論及び採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された厚生労働委員会で、翌14日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同26日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同案は、討論の後、可決され、成立した。

(3) 防衛省設置法等改正案

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効

率的に遂行し得る体制を整備するため、3月6日、「防衛省設置法等の一部を改正する法律案」（閣法第33号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月17日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された安全保障委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同23日より質疑を行った。5月14日の質疑終局後、民主より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月15日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された外交防衛委員会で、翌21日に趣旨説明を聴取し、同26日より質疑を行った。6月9日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

（４）公職選挙法等改正案（選挙権年齢の引下げ）

年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として少年法等の適用の特例を設けるため、3月5日、「公職選挙法等の一部を改正する法律案」（衆第5号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、5月27日に趣旨説明を

聴取し、翌28日より質疑を行った。6月2日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、6月5日に趣旨説明を聴取し、同10日より質疑を行った。同15日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（５）道路運送車両法等改正案

自動車の共通構造部の型式指定制度を創設するとともに、独立行政法人自動車技術総合機構を設立する等の措置を講ずるため、3月13日、「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された国土交通委員会で、5月20日に趣旨説明を聴取し、同22日に質疑を行い、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月10日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、翌11日に趣旨説明を聴取し、同日に質疑を行い、質疑を終局した。同16日に討論及び採決を行った結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(6) 学校教育法等改正案

小中一貫教育の実施を目的とする義務教育学校制度を設けるとともに、高等学校等専攻科修了者が大学へ編入学できる制度を創設するため、3月17日、「学校教育法等の一部を改正する法律案」（閣法第49号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された文部科学委員会で、5月20日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月5日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された文教科学委員会で、同9日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同16日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(7) 電気事業法等改正案

電力システム改革の第3弾の法改正として、法的分離方式による送配電部門の中立性の一層の確保を実施するとともに、ガスや熱供給についても、小売の全面自由化などの制度改革を一体的に進めるため、3月3日、「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」（閣法第29号）が衆議院に提出された。

衆議院では、4月16日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、

同法律案が付託された経済産業委員会で、翌17日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。5月20日の質疑終局後、民主及び維新よりそれぞれ提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び両修正案について、討論及び採決の結果、両修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された経済産業委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同16日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(8) 地域改革推進整備法案、地域再生法改正案

地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うための「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（閣法第51号）は3月20日、中山間地域等での持続可能な地域づくりを推進し、地方での安定した良質な雇用を確保するための「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第53号）は同24日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、4月24日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日、両法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で趣旨説明を聴取し、

5月15日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された地方・消費者問題に関する特別委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同17日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、両法律案は、いずれも可決され、成立した。

(9) 特許法等改正案、不正競争防止法改正案

研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保及び企業の競争力強化を共に実現するための環境整備を図るため職務発明制度の見直し等を行う「特許法等の一部を改正する法律案」(閣法第44号)、我が国産業の競争力の維持強化を図る観点から、営業秘密の保護を一層強化するための措置を講じるための「不正競争防止法の一部を改正する法律案」(閣法第45号)は、3月13日、それぞれ衆議院に提出された。

閣法第44号については、経済産業委員会に付託され、5月22日に趣旨説明を聴取し、同27日より質疑を行った。同29日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月2日の本会議において、閣法第44号は可決され、参議院に送付された。

また、閣法第45号については、経済産

業委員会に付託され、6月3日に趣旨説明を聴取し、同5日に質疑を行い、質疑を終局した。同10日に討論及び採決を行った結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、閣法第45号は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月17日の本会議で両法律案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同30日に質疑を終局し、7月2日に討論及び採決を行った結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

7月3日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

(10) 廃棄物処理法及び災害対策基本法改正案

非常災害により生じた廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るための特例等について定めるとともに、非常災害時の廃棄物処理に関する基本的指針の策定、環境大臣による当該廃棄物処理の代行等の措置について定めるため、3月24日、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」(閣法第59号)が衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された環境委員会で、5月29日に趣旨説明を聴取し、6月2日より質疑を行った。同9日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月11日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月12日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された環境委員会で、同16日に趣旨説明を聴取し、同18日より質疑を行った。7月9日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(11) 公職選挙法改正案（参議院選挙制度改革関連）

参議院の選挙制度改革に関連し、選挙区定数について、4県2合区を含む10増10減の見直しを行う「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第11号）、20県10合区による12増12減の見直しを行う「公職選挙法の一部を改正する法律案」（参第12号）が、7月23日、それぞれ参議院に提出された。

参議院では、7月24日の本会議において、両法律案について委員会審査を省略し、一括して議題とすることになった。趣旨説明を聴取し、質疑を行い、討論及び採決の結果、参第11号が可決され（これにより参第12号は議決を要しないものとなった）、衆議院に送付された。

衆議院では、参第11号が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、7月28日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

7月28日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 女性活躍推進法案

女性の職業生活における活躍を迅速か

つ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、2月20日、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」（閣法第8号）が衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、内閣委員会で同29日に趣旨説明を聴取し、6月3日に自民、民主、公明より提出された修正案（男女の人権が尊重される社会の実現を目的に追加すること等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行った。質疑を終局し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月4日の本会議において、採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7月31日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された内閣委員会で、8月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同25日の質疑終局後、生活より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、同案は、可決され、成立した。

(13) 個人情報保護法等改正案

新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上の実現及びマイナンバーの利用事務拡充のため、3月10日、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第34号)が衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で翌24日に趣旨説明を聴取し、5月8日より質疑を行った。同20日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月21日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月22日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された内閣委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。6月2日には、内閣委員会、財政金融委員会連合審査会において質疑を行った。8月27日の内閣委員会での質疑終局後、自民、民主、公明、次代より提出された修正案(マイナンバー制度の導入、運用に遺漏がないようにするための措置を内容とするもの)の趣旨説明を聴取し、これに対する質疑を行い、原案及び修正案について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、採決の結果、同法律案は修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、9月3日の本会議において、参議院回付案は、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

(14) 農業協同組合法等改正案

農業協同組合、農業委員会及び農業生産法人に関する制度の一体的な見直しを

行うため、4月3日、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」(閣法第71号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、農林水産委員会で同19日に趣旨説明を聴取し、同21日より質疑を行った。6月25日の質疑終局後、維新より提出された修正案(政府がこの法律に基づく制度改革の趣旨及び内容の周知徹底を図ること等を内容とする規定を附則に追加するもの)の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案等について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

6月30日の本会議において、討論及び採決の結果、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7月3日の本会議で衆議院送付案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同案が付託された農林水産委員会で、同9日に趣旨説明を聴取し、同14日より質疑を行った。8月27日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、同案を可決すべきものと決定した。

8月28日の本会議において、同案は、討論の後、可決され、成立した。

(15) 労働者派遣法等改正案

労働者派遣に新たな期間制限を設けるほか、派遣労働者の正社員化を含むキャリア形成を支援する等の仕組みを設けるため、3月13日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案」(閣法第43号)が衆議院に提出された。

衆議院では、5月12日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、厚生労働委員会で翌13日に趣旨説明を聴取し、同15日より質疑を行った。6月12日に維新より提出された修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について質疑を行い、質疑を終局した。同19日に原案及び修正案について討論及び採決を行った結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

6月19日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、7月8日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同30日より質疑を行った。9月8日の質疑終局後、自民、公明より提出された修正案（施行期日を平成27年9月1日から平成27年9月30日に改める等を内容とするもの）の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案等について討論及び採決の結果、修正案を可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

9月9日の本会議において、同法律案は、討論の後、修正議決され、衆議院に回付された。

衆議院では、9月11日の本会議において、参議院回付案は、討論の後、参議院の修正に同意するに決し、成立した。

(16) 平和安全法制関連2法案

存立危機事態に際して実施する防衛出動、重要影響事態に際して実施する米軍等に対する後方支援活動その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置につい

て定めるための「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」（閣法第72号）及び国際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにするための「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（閣法第73号）は、5月15日、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、5月26日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、翌27日より質疑を行った。7月15日に質疑を終局し、討論及び採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

7月16日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、参議院に送付された。

参議院では、7月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、翌28日より質疑を行った。9月17日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

9月19日の本会議において、両法律案は、討論の後、いずれも可決され、成立した。

(17) 決議案

参議院では、シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案及び政策評

価制度に関する決議案が可決された。

4 調査会

国の統治機構に関する調査会及び国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会は、いずれも6月12日に2年目における調査を取りまとめた調査報

告書（中間報告）を議長に提出し、同17日の本会議で両調査会長が報告を行った。

5 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、19機関76名であり、全て両議院の同意を得た。

（2）党首討論

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）が5月20日及び6月17日に開会され、それぞれ、岡田克也民主党代表、松野頼久維新の党代表及び志位和夫日本共産党中央委員会幹部会委員長と安倍内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（3）憲法審査会

2月25日、海外派遣議員から報告を聴いた後、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び英国における憲法事情、憲法改正の動向及び国民投票制度の制度内容・運用状況等について意見の交換を行った。3月4日には、憲法とは何かについて参考人から意見を聴いた後、質疑を行った。5月27日には、参議院憲法審査会が取り組むべき課題について意見の交換を行った。9月7日には、二院制について意見の交換を行った。

（4）情報監視審査会

3月25日の本会議で情報監視審査会委

員が選任され、同30日に開かれた初回の審査会で会長が選任された。

6月22日に政府から提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、7月1日に上川国務大臣から説明を聴いた後、同15日以降5回にわたり、各行政機関の特定秘密の指定の状況について、政府からの説明聴取や質疑を行った。

（5）選挙制度改革検討会

第189回国会中、選挙制度改革に関する検討会は、選挙制度改革について実務的な協議を行ってきた「選挙制度協議会」が取りまとめた報告書について、同協議会の伊達座長から報告を聴取した上で、選挙制度改革について協議を行い、5回にわたり開催された。

5月29日の検討会では、各会派が一致する結論を得られず、会期末も迫っていることから、検討会での協議は一区切りつけ、今後は委員会、本会議で結論を出していくことになった。

その後、各会派間で協議が進められた結果、7月23日に合区などで選挙区定数を見直す2つの法律案（公職選挙法改正

案)が提出されるに至った(その後の両案の審議経過は3(11)参照)。同日開催された検討会では、2つの法律案がまとめられたことに対し、議長及び副議長から謝意が述べられ、議長から、今回をもって本検討会の役割は終えたい旨の発言があった。